

介護老人福祉施設契約書

(以下、「利用者」といいます)と長寿園(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約の終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。※平成27年4月1日以降にご入所された方は、要介護3～5および特例入所に該当した要介護1～2の方。

第3条 (施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を利用者 に説明します。

第4条 (介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約期間終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、9時から17時の間に事務室にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める法定料金及び所定料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに（銀行振込・現金支払の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

第8条（利用料金の変更）

- 1 法定料金は、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合に、その内容に応じた額に変更するものとします。

- 2 所定料金は、事業者と利用者との相互の契約により、変更するものとします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】と【重要事項説明書】を作成の上、相互に契約を取り交わします。
- 4 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書であることにより、この契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して（7日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス料金の支払が正当な理由なく3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - ③ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの不当行為を行った場合。
 - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援、要介護1,2と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

※平成27年3月31日までにご入所されている方につきましては要介護1,2に認定されても退所にはなりません、但し平成27年4月1日以降のご入所の方は特定入所の要件に該当しない場合は退所となります。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者が死亡した場合。

第10条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、当該家族の個人情報を提供しません。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、施設の設定またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

